

★2月のお知らせ★

事業主の
みなさまへ

令和3年4月1日より

中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法が施行されます！

同一企業内の正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間で、不合理な待遇差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう、パートタイム・有期雇用労働法が施行されます。

改正のポイント

非正規雇用労働者について、以下の①～③を整備します。

- ①不合理な待遇差の禁止
- ②労働者から待遇の違いについて説明を求められ場合の説明義務
- ③行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続(行政ADR)の整備

短時間労働者・有期雇用労働者はいますか？

いない

対応の必要はありません

いる

正社員と短時間労働者・有期雇用労働者の待遇の違いはありますか？

ない

今すぐ対応すべき課題はありません。

ある

待遇の違いがある場合は、待遇の違いが働き方や役割の違いに応じたものであると説明できますか？

できない

待遇の違いが不合理であると判断される可能性があるため、改善に取り組みましょう。

できる

労働者から説明を求められた時に、説明できるよう待遇の違いについて整理しましょう。

新型コロナウイルス感染症による

小学校休業等対応助成金の期間が延長されました！

小学校の休業等で、子供の世話を保護者として行うことが必要となった従業員に対し、**有給(賃金全額支給)の休暇**(通常付与される年次有給休暇とは別の休暇)を取得させた事業主は助成金の対象になります。

休暇期間： 令和2年10月1日から令和3年3月31日

助成内容： 有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額 × 10/10

申請期限に注意

休暇期間	申請期限
令和2年10月1日から12月31日	令和3年3月31日
令和3年1月1日から3月31日	令和3年6月30日

★令和3年2月の営業土曜日は
以下のとおりです。

6日(土) 休
13日(土) 休
20日(土) 営業(税務・労務)
27日(土) 営業(税務)

★ご質問、ご相談はこちらまで・・・
トキワビジネス協同組合
埼玉社会保険労務事務所
寺山社会保険労務士事務所



TEL : 048 - 571 - 2231
FAX : 048 - 570 - 1929
URL : <http://www.terazei.com/>

